

## 議案第20号

北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例の制定について

北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例を次のように制定する。

平成22年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

### 北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「区域外流入」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第7号に規定する排水区域以外の区域から公共下水道に下水を排除することをいう。

(分担金の徴収)

第3条 分担金は、区域外流入を行おうとする建築物の敷地である土地の所有者（当該土地が、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のため設定された地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。）の目的となっているときは、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人とする。）で、法第24条第1項の許可を受けたもの又は法第41条の規定による協議が完了したもの（以下「所有者等」という。）から徴収する。

(分担金の額)

第4条 分担金の額は、建築物の敷地である土地1平方メートル当たり450円とする。

(分担金の徴収方法)

第5条 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、市長が分担金を一括して納付することが困難であると認めるときは、この限りでない。

2 分担金の納付の期限は、法第24条第1項の許可の日又は法第41条の規定による協議が完了した日の属する月の翌月の末日とする。

(分担金の減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地に係る所有者等については、分担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供し、又は供することを予定している土地
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- (3) 前2号に掲げる土地のほか、その状況により、特に分担金を減免する必要があると認める土地

(延滞金)

第7条 市長は、分担金について地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、当該督促に係る分担金の額にその納付の期限の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.6パーセント（納付の期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じた金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

## 議案第20号参考資料

### 北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例（平成22年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の算定基準)

第2条 分担金の額の算定基準となる土地の地積は、公簿による。ただし、市長がこれにより難いと認めたときは、実測によることができる。

(分担金の決定通知等)

第3条 市長は、分担金の額を決定したときは、当該分担金の額及びその納付の期限等について、公共下水道区域外流入分担金決定通知書兼納入通知書（様式第1号。以下「通知書」という。）により、所有者等に通知するものとする。

(端数計算)

第4条 分担金の確定金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその分担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(分担金の減免)

第5条 条例第6条に規定する分担金の減免を受けようとする者は、通知書を受け取った日から14日以内に公共下水道区域外流入分担金減免申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その適否を審査決定し、公共下水道区域外流入分担金減免決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表）

公共下水道区域外流入分担金決定通知書兼納入通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



公共下水道区域外流入分担金の額を次のとおり決定したので、北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則第3条の規定により通知します。

年度	整理番号	納入書番号	1平方メートル当たりの分担金の額
年度			450円
土地の所在地	北本市		
地目		地積	m <sup>2</sup>
分担金の額	円	納付の期限	年 月 日

(裏)

## 公共下水道区域外流入分担金について

- 1 この分担金は、北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例に基づき徴収するものです。
- 2 この分担金は、一括して納付の期限までに納めてください。
- 3 この分担金を納付の期限までに完納しないときは、その分担金の額に納付の期限の翌日から納付の日までの期日に応じ年14.6パーセント（納付の期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じた金額に相当する延滞金が増算されます。
- 4 異議申立てについて  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。  
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 5 取消訴訟について  
この処分の取消しの訴えは、4の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。  
ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 6 その他不明な点は、

部	課	担当	電話
---	---	----	----

にお問い合わせください。

様式第2号（第5条関係）

公共下水道区域外流入分担金減免申請書

年 月 日

（あて先）北本市長

住所  
申請者 氏名  
電話

公共下水道区域外流入分担金について次のとおり減免を受けたいので、北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

減免を受けたい土地の表示				
土地の所在地	地目	地積	分担金の額	減免を受けたい額
北本市		m <sup>2</sup>	円	円
減免を受けたい理由				

備考 この申請書は、公共下水道区域外流入分担金決定通知書兼納入通知書を受け取った日から14日以内に提出してください。

様式第3号（第5条関係）

（表）

公共下水道区域外流入分担金減免決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで申請のありました公共下水道区域外流入分担金に係る減免申請について次のとおり決定したので、北本市公共下水道区域外流入分担金徴収条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

1 減免する。

減免をする土地の表示				
土地の所在地	地目	地積	分担金の額	減免後の額
北本市		m <sup>2</sup>	円	円

2 減免しない。

理由
----

(裏)

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。

ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。